

「関南誓書」初探

毛利英介

A brief study of the Guannan Oath

MORI Eisuke

Two treaties were concluded between the Khitai and the Northern Song, in 1004 and 1042 respectively. The first is famous as the Treaty of Shanyuan; the second, the subject of the present paper, is referred to as “the revised treaty.” A set of documents, known as the Guannan Oath, was exchanged between the Khitai and the Northern Song when the revised treaty was signed in 1042.

The present paper specifically addresses the following:

- A translation of the Guannan Oath into modern Japanese, and an analysis of its composition as a text.
- A comparison of the provisions of the Guannan Oath with those of the Shanyuan Oath.
- An evaluation of the historiographic value of the text of the Guannan Oath as contained in *Sanchao beimeng huibian*, which up to now has been overlooked.

キーワード：遼 (Liao dynasty)、北宋 (Northern song)、誓書 (written oaths)、盟約 (treaty)

はじめに

近年、10～13世紀におけるいわゆる東アジア¹⁾の国際関係を、狭く宋の対外関係とせず、北方の契丹（遼）・金をも重視しつつ、西夏・高麗などまでを含めた多国間関係として捉えようとする試みが行われつつある²⁾。複数王朝・国家の並存という特徴をもつこの時代を語る際のキーワードとしては、筆者は盟約・南北朝・「書」式文書・国信使・複数皇帝の共存などが挙げられると考えるが、本論ではその中でも盟約について論じることとしたい。

当該の時期における代表的な二国間関係の一つに契丹と北宋との関係が存在し、両国間においては1004年と1042年の二度にわたって盟約が結ばれたことが知られる³⁾。両者のうち前者の盟約は澶淵の盟として有名なものである。一方の后者は、折から北宋が西夏との間で紛争の渦中にある機に乗じた契丹が、「関南十県」（後晋が契丹に割譲したいわゆる燕雲十六州のうち後周が奪還した地域）の返還を求めて北宋との間で交渉を展開し、結局歳幣を増額することで盟約を結び直して決着を見たものである。その結果から、当該の交渉を増幣交渉と称することが多い。本稿では、この交渉で盟約が結び直されたことを重視する立場から交渉を「盟約改定交渉」と称したうえで、盟約そのものは「改定盟約」とし、その際に契丹・北宋両国間で交わされた誓書は『契丹国志』の呼称に依拠して「関南誓書」と呼ぶこととしたい。同時に1004年の盟約については通例通り「澶淵の盟」と称したうえで、その際に交わされた誓書は「澶淵誓書」と称することとする。

契丹・北宋両国間で結ばれた二度の盟約のうち、1004年の澶淵の盟が契丹・北宋関係の画期として特に有名である一方、相対的に1042年の改定盟約は注目を受けてこなかった傾向が存在する。しかし、筆者はかつて「遼宋盟約改定交渉（重熙再盟）と契丹の国内情勢」の題目で行った口頭発表⁴⁾において以下のような理由を挙げて、契丹と北宋の関係について考える際には、

1) ここでいう東アジアは、仮に「ユーラシア東方」・「東部ユーラシア」などと呼び代えても特に差し支えない便宜的なものである。

2) 関連の研究は多いが、古松2007を代表的なものとして指摘しておく。

3) 975年から979年まで継続した契丹・北宋間の通好関係（筆者は澶淵の盟以後の両国関係と対照して「第一次通和期」と称することとしている）でも、その開始時において盟約と称すべきものが結ばれた可能性は排除できないが、明確な史料が存在しないので考慮の対象外とする。

4) 東洋史学研究会（福岡大学）において2010年11月14日に行ったもの。その後現在に至るまで同報告の文章化を怠り、当日来聴頂いた藤野月子氏には藤野2014において発表レジュメを引用させるというご迷惑をお掛けする仕儀となってしまった。この場を借りて藤野氏および御論稿の読者にお詫びしたい。ただし、本稿は当日の発表の前提となるべき内容であり、まだその全容を公表するものではない。なお、藤野氏は事前に筆者の同意を得て発表レジュメを引用されたものであり、その点手続きに問題はないことを明言し

1042年の改定盟約に対してより一層の注意を払うべきであると主張したことがある⁵⁾。

- 澶淵の盟が契丹軍の北宋領内への侵入による戦闘と平行して交渉が行われた結果結ばれた盟約であったのに対し、1042年の改定盟約は「平時」の交渉による盟約であり、それだけに内容も具体的であること。
- 契丹・北宋間における120年ほどに及ぶ安定した関係が保たれた期間は、1004年から1042年よりも、1042年以後のほうがむしろ長いこと。

ただし、実際には本論でも見るように1042年の改定盟約は澶淵の盟を前提としたものであり、単純に年数でその重要性を計ることができるわけではない。しかし、1042年の改定盟約がより具体的であったがゆえにその後も契丹と北宋の間で長期間にわたり安定した関係が保たれたのは事実であると考え。よって、盟約という点に焦点をあわせて契丹と北宋の関係を論ずる際に、1042年の改定盟約に対してこれまで以上に注目すべきであるという理解には、現在でもいささかの変更もない。本稿を執筆する所以である。

さて、ここまで1042年の改定盟約に対する関心が従来低かったことを述べて来たが、それはあくまで相対的なものであって、当然ながらこれまで関連の研究が無かったわけではなく、むしろ数量的には近年は中国大陸で多くの研究がある。ここでは先行研究の中から注目すべきものをごく簡単に見渡しておく以下のようなものがある。

まず陶晋生2008第5章は、盟約改定交渉とその後の契丹・北宋・西夏の三国関係の推移について叙述する。1042年の盟約改定交渉に関する最も基本的な研究と言うことが出来る。日野1984第3部所収の歳幣関連の一連の研究では、改定盟約締結が北宋から契丹への歳幣の増額という結果をもたらしたことから、改定盟約についても扱うものである。洪性珉2013は、改定盟約締結に伴う歳幣の増額が、契丹の燕雲十六州統治、とりわけ税制に与えた影響について論ずる。更に藤野2014は盟約改定交渉の中で北宋の公主を契丹の皇子に嫁がせるという案が出たことから、氏の一連の和蕃公主に関する研究の中にこの交渉を位置づける。これらの研究のうち洪性珉2013・藤野2014は近年の研究であり、その意味では1042年の改定盟約への関心は日本の学界でも増してきているとも言えよう。

ただし、これらの研究はそれぞれに重要なものであるのだが、改定盟約そのものに焦点を当てたものではないという点で本稿の関心と一線を画すものである。そのような中で古松2007は、決して長文を費やす訳ではないが、1042年の盟約改定交渉の結果として誓書が交わされ改めて

ておく。

5) 主たる討論の対象という形でなければ、毛利2008以来筆者は1042年の盟約について言及はしてきた。

盟約が結びなおされたこと自体の重要性を指摘している点で本稿の関心と重なるところが大きい。やや長くなるが、ここで古松2007から当該箇所を引用しておこう。

その後、澶淵の盟成立から四〇年近くが経った一〇四二年（契丹・重熙十一年、宋・慶曆二年）、宋と西夏が全面戦争を行っているさなか、宋の窮地を見透かした契丹が、宋の西夏への出兵と国境地帯での軍備増強を口実に、後晋の石敬瑭が契丹へ割譲した燕雲十六州のうち、後周の柴榮が北伐したときに奪取した河北沿辺の雄州など関南十県の割譲（契丹の立場からは返還）を要求してきた。このときの交渉は、最終的に歳幣の増額によって決着したが、両国間で改めて誓書が取り交わされた。この誓書では、一〇〇四年の誓書を再度引用して再確認したうえで、以下のような追加事項が付け加えられた。①歳幣は絹十万匹、銀十万両を増額する。②漕淀（ため池）を新たに拡張することを禁止する。③宋は河北沿辺、契丹は古北口以南の国境地帯での駐留軍隊の増員を禁止し、事由あって増員する場合には互いに事前通知を行う。④越境逃亡者を拘留した後、かつてに釈放することを禁止する。

筆者も以上の簡にして要を得た説明で全く異存はない。ただし、古松2007の議論の主眼は誓書そのものの分析ではなかったため、簡単な説明に止まっているのも事実である。

このような研究状況に鑑み、本稿ではまず「関南誓書」の本文を提示して現代日本語に訳出し、その上でその文書構成を検討する。それと同時に、「関南誓書」で定められた規定についても澶淵の盟との比較を中心に検討することで、上記の古松2007の説明を具体的に確認することとする。これは、毛利2013Aで「澶淵誓書」に対して行ったのと同様の作業を今回行い、1042年の改定盟約に関する基礎的な情報を提示しようというものでもある。

その他に、『三朝北盟会編』にも「関南誓書」が収録されるのだが、従来これが注目・利用されて来なかったように筆者は感じる。よって、『三朝北盟会編』所収「関南誓書」の位置づけを併せて図ることも本稿の課題とするものである。

1 「関南誓書」の文書構成について

本章では、「関南誓書」の原文と現代日本語訳を提示した上で、その文書構成について検討する。ただし、この課題については「はじめに」で引用した古松2007で簡単な言及があるほか、年号の使用に注目した文脈ではあるが、すでに筆者自身も別稿（毛利2015）で以下のような分析を行ったことがある。

- 現在知られる1042年の契丹・北宋間の盟約の誓書は契丹・興宗から北宋・仁宗に宛てたものであり、全体としては契丹の年号＝重熙11年で書き出される。

- 興宗から仁宗への誓書は、仁宗から興宗への誓書への返答という形式をとっており、その殆んどは仁宗から興宗への誓書の引用である。
- 仁宗から興宗への誓書は、1004年の盟約（＝澶淵の盟）における北宋・真宗の契丹・聖宗宛での誓書と聖宗の真宗宛での誓書の双方が引用される。
- その際、真宗の聖宗宛での誓書の引用が「景德元年」という北宋の年号で書き出されるほか、聖宗の真宗宛での誓書も「統和の誓書」と契丹の年号を冠して称される。

つまり、以下で行う分析はこれをあらためてより具体的に行おうとする試みである。

さて「関南誓書」のテキストとしては、陳述『全遼文』が諸書を照らし合わせる作業を行っている。具体的には、同書では『契丹国志』・『統資治通鑑長編』・『宋会要輯稿』・『太平治蹟統類』が利用されており、明言はされないが『契丹国志』が底本とされていると見られる。その際『契丹国志』に関してどの版を用いたかは明言されないが、恐らく掃葉山房本であると見られる。しかし現在では元刊本を底本とする標点本が刊行されており、史料状況が変化している。よって、今回は同書中華書局標点本（巻二〇）に依拠することとする。ただし標点は適宜筆者の理解に基づき変更を加えた。なお同本には掃葉山房本との文字の異同も記されることから、これと『全遼文』とを併せ見ることによって諸書との文字の異同を把握することが可能である。

それでは、以下に「関南誓書」の原文及び現代日本語訳を提示する。なお、原文及び現代日本語訳中の「南」・「北」はいずれも北宋・契丹の両国を指すものである。

【関南誓書：原文】

A 維重熙十一年、歲次壬午、八月壬申朔、二十九日庚子、弟大契丹皇帝謹致書于兄大宋皇帝闕下。來書云、

B 謹按景德元年十二月七日、章聖皇帝与昭聖皇帝誓曰、

C 共遵誠信、虔守歆盟、以風土之儀物、備軍旅之費用、每歲以絹二十萬匹・銀一十萬兩、更不差使臣專往北朝、只令三司差人搬送至雄州交割。沿辺州・軍、各守疆界、兩地人戸、不得交侵。或有盜賊逃逋、彼此勿令停匿。至於壟畝稼穡、南北勿縱騷擾。所有兩朝城池、并各依旧存守、修壕葺塞、一切如常、即不得創築城隍、開決河道。誓書之外、一無所求、各務協心、庶同悠久。自此保安黎庶、謹守封疆、質于天地神祇、告于宗廟社稷、子孫共守、伝之無窮、有渝此盟、不克享祀。昭昭天鑑、共当殛之。C´

昭聖皇帝復答云、

D 孤雖不才、敢遵此約。謹当告于天地、誓之子孫。神明具知。嗚呼、此盟可改、後嗣何述。D´

切以兩朝修睦、三紀于此、辺鄙用寧、干戈載偃、追懷先約、炳若日月。今綿禩已深、敦好如故。①閩南県邑、本朝伝守、懼難依從、別納金幣之儀、用代賦税之物、毎年増絹一十万匹・銀一十万両、搬至雄州白溝交割。②兩界澹淀、已前開畝者、並依旧例、自今已後、不得添展、其見堤堰水口、逐時決洩壅塞、量差兵夫、取便修置疏導、非時霖潦、別至大段漲溢、並不在関報之限。③南朝河北沿辺州・軍、北朝自古北口以南沿辺軍民、除見管数目依常教閱、無故不得大段添屯兵馬。如有事故添屯、即令逐州・軍移牒関報。兩界所属之处、其自来乘例更替、及本路移易、并不在関報之限。④兩界逃走作過諸色人、並依先朝誓書外、更不得似目前停留容縱。恭惟二聖威靈在天、顧茲纂承、各当遵奉、共循大体、無介小嫌。且夫守約為信、善隣為義、二者缺一、罔以守国。皇天厚地、実聞此盟。文蔵宗廟、副在有司。餘並依景德・統和兩朝誓書。顧惟不德、必敦大信、苟有食言、必如前誓。B`A`

【閩南誓書：現代日本語訳】

A 重熙十一年八月二十九日、弟である大契丹皇帝が兄である大宋皇帝の闕下に謹んで書を致す。到来した書に以下のようにあった。

B 謹んで調べると、景德元年十二月七日に真宗皇帝は聖宗皇帝に対して以下のように誓った。

C ともに誠信にしたがい、つつしんで盟約を守らん。土地の物産によって、(貴朝)の軍隊の費用に用立てるにあたり、毎年絹二十萬匹・銀一十萬両を、使者をわざわざ北朝(=契丹)に赴かせるようなことはせずに、ただ三司に人を派遣させて雄州まで運搬して引き渡す。辺境地帯の州・軍はそれぞれ境界を守り、(南北)兩地の人戸は互いに侵入してはならない。盜賊が逃亡してくることがあれば、互いに留め匿ってはならない。田畑の農作業については、南北ともに騒がせてはならない。(南北)兩朝の城壁や堀については、みな旧來どおりに維持し、堀を修繕することは一切通常どおりとしてかまわないが、新たに城壁や堀を築いたり河道を掘削することはできない。誓書の規定以外には一切要求はしない。それぞれ協力につとめ、永くともにあらんことを。これ以後庶民を保護し、つつしんで境界を守り、天神地祇に誓い、宗廟社稷に告げ、子孫は共に守り、とこしえに伝えん。この盟約をたがえることがあれば、祖先を祭ることはできず、明らかなる天が監視して、すべて滅ぼすことだろう。C`

聖宗皇帝が回答して以下のように言った。

D 私は不才ではあるが、敢えてこの盟約に従わん。謹んで天地に告げ、子孫に誓うべし。天地の神はつぶさに知っている。ああ、この盟約を改めることができるのなら、後嗣は何を継承するであろうか。D`

わたくしが思うに、(南北) 両朝の修好は現在三紀 (= 三十六年) にもわたっており、辺境は安寧であり、武器はしまわれた。先約 (= 澶淵の盟) を思い起こすと、太陽や月のように明らかである。今長い年月を経たが、友好があつことは元のものである。① 関南十県の地は、本朝が歴代統治してきたため、恐縮ながら (契丹の主張に) 従うことは出来ないので、別に銀や絹の贈り物を納めて、(関南の地の) 賦税に代え、毎年絹一十万匹・銀一十万両を増すこととして、雄州の白溝まで運搬して引き渡す。② (南北) 両界のため池でこれまでに開削されたものはみな旧例どおりとし、今後は更に拡張することはできない。もし水が堰き止められたり漏れ出しているところを発見して随時流したり塞いだりする際に状況を斟酌して兵士や人夫を派遣して適宜修繕したり疎通させたりするような場合や、思いがけない大雨で特に大規模に水が溢れる事態に至った場合は、みな通告の必要は無い。③ 南朝の河北の沿辺の州や軍、北朝の古北口以南の沿辺の軍民は、現状の数員で通常どおりに訓練するのを除き、理由無く大規模に兵馬を追加で駐屯させることはできない。もし何かの事情があって追加で駐屯させる場合は、ただちに各州・軍に命じて牒文の形式で文書を送って通告させる。(南北) 両界に属するところにおいて、従来から通例として行ってきた交替や当該地区内での移動は、みな通告の必要は無い。④ (南北) 両界の逃亡した犯罪者など諸々の者はみな先朝の誓書 (= 「澶淵誓書」) どおりとするほか、更に目下のように留めたり野放しにすることはできない。謹んで思うに二聖 (= 契丹・聖宗と北宋・真宗) の威霊は天にあるのであり、必ず (二聖の意思を) 受け継いで、それぞれがよくよく守るべきである。ともに物事の本筋にしたがい、些細な行き違いを意に介することなきよう。かつ盟約の遵守が信であり、隣国との親善が義であり、この二者のうち一者でも欠けることがあれば、王朝を守ることはできない。天も地も確かにこの盟を聞いている。原文は宗廟に収蔵し、副本は政府に保存する。その他はみな景德・統和両朝の誓書どおりとする。(我が身を) かえりみて思えば不徳ではあるが、必ず大いなる信義に努め、もし食言することがあるなら、必ず前誓のようになろう。B`A`

さて上記の引用は、既に改行や段組みの点で筆者の文書構成分析案を反映しているものである。即ち、文書構成に対する以下のような理解に基づく。

- A-A` → 契丹・興宗から北宋・仁宗への誓書
- B-B` → 上項誓書で引用される仁宗から興宗への誓書
- C-C` → 仁宗から興宗への誓書で引用される北宋・真宗から契丹・聖宗への誓書 (「澶淵誓書」)

・D-D' →同じく仁宗から興宗への誓書で引用される聖宗から真宗への誓書（「澶淵誓書」）つまり全体としては仁宗に対する興宗の返信という体裁をとっており、これは毛利2013Aでも述べたように、契丹側が優位にあるということを示すものであると考える。

なお末尾の部分でB'とA'が重なる点がやや気になるが、これについては本来B'とA'の間に存在するはずの契丹・興宗から北宋・仁宗に対する「この盟約に我が方も従おう」という趣旨の回答の一句が『契丹国志』以下のテキストでは省略されていると理解しておく⁶⁾。そのように解する理由としては、末尾直前に「餘並依景德・統和兩朝誓書」という表現があるが、ここで北宋の年号が先に述べられることから、『契丹国志』以下のテキストでは末尾まで内容的には北宋側の視点で文章が記されていると考えるからである。なおこの点については、第三章で再度簡単に言及することとなる。

それではここで「閔南誓書」の文書構成の分析の参考に供するために、さらに北宋・真宗から契丹・聖宗宛てと聖宗から真宗への二通の「澶淵誓書」を中華書局標点本『契丹国志』巻二〇から以下に引用する。ここではあくまで両者の間の引用関係を確認するための引用であるので、特に現代語訳などを施すことはせず、原文を示すのみに止める。

【宋真宗誓書】

維景德元年、歲次甲辰、十二月庚辰朔、七日丙戌、大宋皇帝謹致誓書于契丹皇帝闕下。共遵誠信、虔守歆盟、以風土之宜、助軍旅之費、每歲以絹二十萬匹・銀一十萬兩、更不差使臣專往北朝、只令三司差人搬送至雄州交割。沿辺州・軍、各守疆界、兩地人戶、不得交侵。或有盜賊逋逃、彼此無令停匿。至於壟畝稼穡、南北勿縱搔擾。所有兩朝城池、並可依旧存守、淘濠完葺、一切如常、即不得創築城隍、開掘河道。誓書之外、各無所求、必務協同、庶存悠久。自此保安黎獻、謹守封陲、質于天地神祇、告于宗廟社稷、子孫共守、伝之無窮、有渝此盟、不克享国。昭昭天鑑、当共殛之。遠具披陳、專俟報復、不宣。

【契丹聖宗誓書】

維統和二十二年、歲次甲辰、十二月庚辰朔、十二日辛卯、大契丹皇帝謹致書于大宋皇帝闕下。共議戢兵、復論通好、兼承惠顧、特示誓書、

「以風土之宜、助軍旅之費、每歲以絹二十萬匹・銀一十萬兩、更不差使臣專往北朝、只令三

6) 司馬光『涑水記聞』の以下の記述が参考となる。

周革曰、景德中、中国自為誓書以授虜、虜繼之以四言曰、「孤雖不才、敢遵誓約、有渝此盟、神明殛之。」慶曆中、增歲給二十万、更作誓書亦如之。（『涑水記聞』卷一一）

司差人搬送至雄州交割。沿边州・軍、各守疆界、両地人戸、不得交侵。或有盜賊逋逃、彼此無令停匿。至於壟畝稼穡、南北勿縱搔擾。所有兩朝城池、並可依旧存守、淘濠完葺、一切如常、即不得創築城隍、開掘河道。誓書之外、各無所求、必務協同、庶存悠久。自此保安黎獻、謹守封陲、質于天地神祇、告于宗廟社稷、子孫共守、伝之無窮、有渝此盟、不克享国。昭昭天鑑、当共殛之。」

某雖不才、敢遵此約、謹告于天地、誓之子孫、苟渝此盟、神明是殛。專具諮述、不宣。

※毛利2013A で検討したように【契丹聖宗誓書】において「」内は【宋真宗誓書】の引用であり、全体としてはそれに対する回答という形になっている。つまり、「」の外が契丹・聖宗のことばとであると形式をとる。

さて、上記の「澶淵誓書」を併せ見れば、「関南誓書」のC-C´部分は多少の文字の異同はあるが明らかに「澶淵誓書」の【宋真宗誓書】の下線部分の引用であり、同じくD-D´部分は「澶淵誓書」の【契丹聖宗誓書】の下線部分の引用と解して大過ない。

以上から、本章冒頭で述べたように以下のような諸点を確認することが出来たと思う。

- ・現在知られる「関南誓書」は契丹・興宗から北宋・仁宗に宛てたものである。
- ・その興宗から仁宗への誓書は、仁宗から興宗への誓書への返答という形式をとっており、その殆んどは仁宗から興宗への誓書の引用である。
- ・仁宗から興宗への誓書では、二通の「澶淵誓書」のいずれもが引用される。

つまり、「関南誓書」において新たに定められた規定について検討するに際しては、D´以降の部分について見ていかなければならないことになる。

なお、「澶淵誓書」は二通ともが知られているのに対し、「関南誓書」は契丹・興宗から北宋・仁宗宛てのもの一通が知られるのみであることはここで付言をしておきたい。

2 「関南誓書」の規定について

本章では、「関南誓書」において定められた規定について検討する。「はじめに」で引用した古松2007では、「関南誓書」で新たに定められた規定は、①～④の四点であったとされていた。筆者もこれに異存はなく、前章で提示した「関南誓書」原文及び現代日本語訳において①～④の数字と傍線で指定した箇所がそれに該当する。そしてそれは、前章末で言及したように、まさにD´以降の部分に該当する。それでは以下に①～④の部分の現代語訳を再度示した上で検討を行っていく。

- ① 関南十県の地は、本朝が歴代統治してきたため、恐縮ながら（契丹の主張に）従うことは出来ないので、別に銀や絹の贈り物を納めて、（関南の地の）賦税に代え、毎年絹一十萬匹・銀一十萬兩を増すこととして、雄州の白溝まで運搬して引き渡す。
- ②（南北）両界のため池でこれまでに開削されたものはみな旧例どおりとし、今後は更に拡張することはできない。もし水が堰き止められたり漏れ出しているところを発見して随時流したり塞いだりする際に状況を斟酌して兵士や人夫を派遣して適宜修繕したり疎通させたりするような場合や、思いがけない大雨で特に大規模に水が溢れる事態に至った場合は、みな通告の必要は無い。
- ③ 南朝の河北の沿辺の州や軍、北朝の古北口以南の沿辺の軍民は、現状の数員で通常どおりに訓練するのを除き、理由無く大規模に兵馬を追加で駐屯させることはできない。もし何かの事情があって追加で駐屯させる場合は、ただちに各州・軍に命じて牒文の形式で文書を送って通告させる。（南北）両界に属するところにおいて、従来通例の交替や当該地区内での移動は、みな通告の必要は無い。
- ④（南北）両界の逃亡した犯罪者など諸々の者はみな先朝の誓書どおりとするほか、更に目下のように留めたり野放しにすることはできない。

一方、その詳細は毛利2013Aに譲るが、澶淵の盟において定められていた諸点についても煩を厭わず以下に示すことで比較・検討を行うこととしたい。なお、ここでも下記各項の「南北」はいずれも北宋・契丹の両国を指すものである。

- ・「歳幣」

北宋が土地の物産によって契丹の軍隊の費用を助けるにあたり、毎年絹二十萬匹・銀十萬兩を、使者をわざわざ契丹に赴かせるようなことはせずに、ただ三司に人を派遣させて雄州まで運搬して引き渡す。

- ・「国境の遵守」

辺境地帯の州・軍はそれぞれ境界を守り、南北両地の人戸は互いに侵入してはならない。

- ・「逃亡者の受け入れ禁止」

盗賊が逃亡してくることがあれば、互いに留め匿ってはならない。

- ・「相手国の農地の騷擾禁止」

田畑の農作業については、南北ともに騷がせてはならない。

- ・「国境地帯の防衛設備の増強禁止」

南北両朝の城壁や堀については、みな旧来どおりに維持し、堀の浚渫や修理は一切通常

どおりとしてかまわないが、新たに城壁や堀を築いたり河道を掘削することはできない。

それでは「閩南誓書」の①～④と澶淵の盟の上記五点の規定を比較すると、①は閩南十県の賦税に代えるという名目で、「歳幣」の規定を従前より増額することを定めたものである。②は「国境地帯の防衛設備の増強禁止」の厳格化である。即ち、澶淵の盟の規定では「城池」・「城隍」・「河道」について制限が加えられていたが、1042年の盟約改定交渉の過程でも問題となった北宋の河北沿辺における事実上の防衛設備である「塘淀」＝「塘泊」⁷⁾については規定が存在しなかったことから、その制限が明文化されたものである。④は澶淵の盟の規定の存在を明示しそれを前提とした上で、「逃亡者の受け入れ禁止」に関して「容縦」を禁止することで従前よりも更に厳格な内容としたものである。

③については厳密に対応するとは言いきれないが、「国境の遵守」を担保するために、古北口という具体的な地名まで指定して軍事力の増強に制限を課したのもであると見なすことが出来るよう。

以上を概括すれば、歳幣の増額は別として、「閩南誓書」における規定とは、澶淵の盟の規定を前提としつつ、それを厳格化することを図ったものと称することが出来ると考える。一方で単純に厳格化を図るとあまりに煩雑となり現実とも乖離しかねないことから、いかなる場合が例外となるかも同時に規定することで詳細化を図ってもいるものである。

3 『三朝北盟会編』所収「閩南誓書」について

先に見たように、陳述が『全遼文』で「閩南誓書」を検討する際に利用したのは、『契丹国志』・『統資治通鑑長編』・『宋会要輯稿』・『太平治蹟統類』という諸書に所収のテキストであった。しかし、「はじめに」で述べたように、『三朝北盟会編』にも「閩南誓書」が登場する。本章では、これについて検討することとする。

それではまず『三朝北盟会編』の当該部分（卷六宣和四年（1122）五月十三日条所引『封氏編年』の一部）を引用した後に検討を行うこととするが、便宜的にその直前に存在する「澶淵誓書」も併せて提示する。また、後述のとおり『三朝北盟会編』所収「閩南誓書」は内容的に他の諸書に所収のテキストと根本的な相違は存在しないことから、ここでは特に書き下しや現代日本語訳は施さない。ただし、『三朝北盟会編』は諸本の間で文字の異同が多いため、本章での引用は光緒34年刊本（上海古籍出版社影印本）に拠った上で、光緒4年刊本（文海出版社影

7) 塘泊については、長瀬1983参照。

印本、「袁本」と略記)と四庫全書本(「四庫本」と略記)との文字の異同を【校異】に示すこととする。

【兩朝誓書】(=「澶淵誓書」)

維景德元年十二月七日、章聖皇帝謹致書於(一)弟(二)大遼皇帝闕下、有云、共遵成約、虔守歆盟、以風土之宜、助(三)軍旅之費、每歲以絹一(四)十萬匹(五)・銀一十萬兩、更不差使臣專任北朝、令三司差人般(六)取雄州交割。沿辺州軍、各守边界、兩地人戸、不得交侵。或有盜賊逋逃、彼此無令停匿。至於(七)隴畝稼穡、南北勿縱繹騷。所見兩朝(八)城池、並各依旧存守、淘壕完(九)葺、一切如常、不得創築城隍、開掘(一〇)河道。誓書之外、各(一一)無所求、必(一二)務協心、庶同悠久。自此保安黎庶、鎮守封陲、質於(一三)天地神祇(一四)、告於(一五)宗廟、子孫共守、伝之無窮、有渝此盟、不克享国。昭昭天鑑(一六)、其当殛之。北朝紹(一七)聖皇帝答書云、孤雖不才、敢遵此約。謹当告於(一八)天地、誓之子孫、有渝此盟、神明是殛。嗚呼、此盟可改、後(一九)世何述。

【校異】

- 一、袁本・四庫本ともに「于」。
- 二、袁本は「弟」の字なし。
- 三、袁本・四庫本ともに「備」。
- 四、袁本・四庫本ともに「二」。
- 五、袁本・四庫本ともに「疋」。
- 六、袁本・四庫本ともに「搬」。
- 七、袁本・四庫本ともに「于」。
- 八、袁本・四庫本ともに「辺」。
- 九、四庫本は「修」。
- 一〇、袁本・四庫本ともに「拓」。
- 一一、袁本・四庫本ともに「必」。
- 一二、袁本・四庫本ともに「各」。
- 一三、袁本・四庫本ともに「于」。
- 一四、袁本・四庫本ともに「祇」。
- 一五、袁本・四庫本ともに「于」。
- 一六、袁本は「監」。

一七、袁本は「昭」。

一八、袁本・四庫本ともに「于」。

一九、袁本は「后」。

【仁宗皇帝誓書】（＝「閩南誓書」）

窃以兩朝修睦、三祀於（一）此（二）。辺鄙用寧、干戈是偃、近懷（三）先誓、炳若日星、今綿禩（四）已深、敦（五）好如故。閩南十県、本朝伝守已久、愧難依従、別納金繪之儀、用代賦斂之物、毎年増（六）絹一十萬匹（七）・銀一十萬兩、併（八）前銀絹般（九）至雄（一〇）州（一一）所管白溝交割、両界塘淀、除已前開畝（一二）者、並依旧外、自今已後（一三）、各不得添展、其見在隄堰水口、逐時決洩壅塞、量兵夫之（一四）便、修壘疏（一五）導外、非時霖潦、大段（一六）漲溢、並不在閩報之限、両地作過逃走諸色人、並依先朝誓書外、更不得似日前停留容縱、恭惟（一七）二聖威靈在天、顧茲纂承、各当遵奉、共存大体、無介小嫌、且夫守約為信、善隣為義、二者闕一、罔以守国、皇天厚地、実聞此言、其明（一八）文蔵之宗廟、副（一九）在有司、依景德年中兩朝誓書、顧惟不德、必敦（二〇）是盟、苟或食言、有如前誓。專奉書咨聞（二一）、不宣。

【校異】

一、袁本・四庫本ともに「于」。

二、袁本・四庫本ともに「茲」。

三、袁本は「觀」。

四、袁本・四庫本ともに「禩」。

五、四庫本は「通」。

六、四庫本は「贈」。

七、袁本・四庫本ともに「疋」。

八、袁本・四庫本ともに「并」。

九、袁本・四庫本ともに「搬」。

一〇、袁本は「雄」の字なし。

一一、袁本は「州」の字なし。

一二、四庫本は「畝」。

一三、袁本は「后」。

一四、袁本は「立」。

一五、四庫本は「疎」。

- 一六、四庫本は「段」。
- 一七、袁本は「維」。
- 一八、袁本・四庫本ともに「盟」。
- 一九、袁本・四庫本ともに「付」。
- 二〇、四庫本は「尋」。
- 二一、四庫本は「問」。

それでは、以下で上記「閩南誓書」に検討を加えていきたい。

まず『三朝北盟会編』で「閩南誓書」が登場するのは『封氏編年』という書物の引用部分においてであることから、同書について検討しておく。ただ、『封氏編年』はその撰者が封有功なる人物であることは『三朝北盟会編』巻一での引用の際に明示されることから明らかであるが、それ以上は、例えば『三朝北盟会編』に関する基本的な研究である陳楽素1986Bをひもといても知るところがない。現状で言えるのは、南宋前期に封有功なる人物がものしたものであろうと言うことのみである。ただし、陳楽素1986Bに拠れば、この書物は『三朝北盟会編』で合計27回にもわたり引用がなされているものであり、その点からは『三朝北盟会編』の撰者である徐夢莘が信頼を置いたものであると考えることが可能である。よって、一定の史料的价值は存在するとみなしてよからう。

それでは、『三朝北盟会編』に「閩南誓書」が登場する具体的な文脈について述べよう。『三朝北盟会編』で「閩南誓書」が係年される1122年の当時、契丹では金の猛攻にさらされて逃亡を続ける天祚帝の権威が失墜する中で、燕京において皇族の耶律淳が擁立されて皇帝を称する状況にあった。金と同盟して契丹を挾撃することで燕雲十六州を収復しようと図った北宋側は、燕京に程近い契丹との国境に兵力を展開させた上で、馬抜なる人物を燕京に使者として派遣し招諭を行った。その際に契丹側では、耶律淳が馬抜を召見した際に通訳を通じて北宋の盟約違反の行動を詰り、更に耶律淳の意を受けたであろう枢密承旨の蕭燧は馬抜に契丹側が祭っていたという北宋の真宗・仁宗の御容に対して朝拝を行わせたいうえで、通訳に北宋・真宗及び仁宗の誓書（＝「澶淵誓書」）及び「閩南誓書」を読み上げさせて馬抜に聞かせた、というのが「閩南誓書」登場の経緯である⁸⁾。

さて、この記事が述べるように誓書という存在が契丹・北宋両国の関係を規制するものだと

8) 『三朝北盟会編』巻六宣和四年（1122）五月十三日条所引『封氏編年』に拠る。当時の全般的状況については、外山1964・陳楽素1986A 参照。

契丹側が認識していた（と宋側が記録する）ことは大変興味深いことであり、その点は事実であろうとも思う。しかし、実際に契丹側がこのように誓書を読み上げさせるという内容はやや劇的に過ぎ、ただちに事実とは認定しがたい。

ここで気になるのが、以下に示す『宋会要輯稿』蕃夷二・契丹・宣和六年（1124）閏三月七日条の記事である⁹⁾。これは、上述の燕京における耶律淳の政権がその死を契機に崩壊し、またその有力な將軍であった奚人の回離保¹⁰⁾も自立の後に死亡した状況の中、金軍の援助の下で燕雲十六州を収復した北宋が、「檢玉」¹¹⁾や「偽宝」（=契丹皇帝の印璽）¹²⁾と慶暦年間の誓書（=「関南誓書」）及び国書¹³⁾を獲得し、北宋・徽宗の寵臣であった王黼¹⁴⁾以下の百官がそれを称賀したという内容である。

文武百僚・太傅の王黼らが以下のように上言した。「つつしんで獲得した檢玉や（契丹の）偽宝及び慶暦の誓書・国書を見ますに、表をたてまつり称賀することをお許し下さいますよう。」

これ以前に王黼が以下のように上奏した。「私めが思いますに、耶律氏は阿保機が北方の地を占拠してから、五代の衰微により、その反逆の様は日ましに明らかとなり、強大なことによって天下に知られました。太祖皇帝は天の明命を受け、天下を領有し、北方の地の

9) 文武百僚・太傅王黼等言、「伏覩獲檢玉・偽宝及慶暦誓国書、許拜表称賀。」先是、黼奏、「切以耶律氏自阿保機盜挾北土、五季之微、悖逆日彰、以強聞天下。藝祖膺天明命、奄有四海、志在恢復、而日不暇給。累聖紹休、專以柔馭。至慶暦中、輒敢忤天之命、妄以関南鼎邑為請、暴橫不遜、有蔑視中原之心。仁宗皇帝繼好息民、為之特增歲幣。乃致要盟、別立載約、使車旁午、來易誓文、至詞尽理窮、方少聽命。然誓書所著、必欲本朝具言別納金縢之儀、用代賦（興）[与]之物、乃始甘心。是時、中国威靈可謂屈矣。仰惟陛下天錫勇智、既服万方、師不逾時、兵不血刃、尽復燕雲境土、如取諸掌。夔离不佞首之後、俘石晋所上檢玉、又獲其偽宝。今者疆圉之臣、復以慶暦誓書・国書來上。天地闔耀、星日增輝、垂廟社無疆之休、快祖宗累世之憤。伏望聖慈宣付秘書省、并所獲檢玉・偽宝、許率百僚拜表称賀。所有慶暦誓書・国書、伏乞藏之宝文閣、以示無窮。」詔從之。（筆者注：「興」の「与」への訂正は筆者によるもの）

ここでは、引用に際して四川大学出版社本を用いた。なお、『三朝北盟会編』卷一九宣和六年（1124）閏三月庚辰条にもほぼ同内容の記事が存在する。

10) 事跡は『遼史』卷一一四奚回離保伝参照。

11) ここでいう「檢玉」が具体的に如何なるものであるかを詳らかにしないが、引用史料中に「石晋の上す所」という表現が伴っていることから、契丹・太宗に対して尊号を奉じた際に使用された玉冊の類かとの試案を提示しておきたい。

12) 契丹における印璽については、『遼史』卷五七儀衛志三・符印参照。

13) 1042年の盟約改定交渉において、北宋から契丹に対して誓書だけでなく国書もおくられたことは、毛利2013B参照。

14) 『宋史』卷四七〇に伝あり。

奪還を志されましたが、十分な時間がございませんでした。そしてその後の歴代の皇帝は、(契丹に対して)専ら懐柔にお努めになりました。慶曆中に至って、(契丹は)勝手にも敢えて天命に逆らい、分際を弁えず関南の諸県を要求し、横暴不遜で、中原を侮る心をもちました。仁宗皇帝は和好を継続して民を安んじようとし、そのため特に歳幣を増額することとしました。そこで盟約の強要をまねき、あらためて別に誓約をとりきめることとなり、使者が行き交い、(契丹の使者が)誓書の文章を変更しに来て、言葉や論理が行き詰るに至って、はじめて些か聞き入れました。しかし誓書の内容に、本朝が「別に銀や絹の贈り物を納め、関南の賦税に代える」と詳しく述べることを強く望んで、ようやく満足しました。この時、中國の威光は地に落ちたと言うべきであります。仰ぎ見て思いますに、陛下は天賦の勇気と智恵で、(天下の) 万方を従えたうえ、軍は時を経ることなく、武器は刃を血でぬらすことなく、極めてたやすく燕雲の境土を全て回復されました。また夔离不(=回離保)が死亡した後、石晋が(契丹に)上した檢玉を奪い、さらに(契丹の)偽宝を獲得しました。そして今、辺境の臣がさらに慶曆の誓書・国書を献上して来ました。天地はよろこび、星や太陽は輝きを増し、宗廟・社稷に限りない喜びをもたらし、歴代皇帝の憤りを晴らしました。つつしんで陛下の聖慈を願いますに、秘書省に命を下し、獲得した檢玉・偽宝とともに、百官を率いて表をたてまつり称賀することをお許し下さいますよう。慶曆の誓書・国書については、つつしんで願いますに、宝文閣(仁宗の御文庫)に収蔵して長く後世に示されますよう。」詔を下してこれに従った。

上引史料を見ると、契丹の皇帝を象徴するであろう「檢玉」や「偽宝」を獲得したことを重視しているだけでなく、「関南誓書」(及び国書)を獲得したことに対しても大きな意義を見出していることが看取できる。そして、盟約改定交渉の経緯が説明された上で、「別に銀や絹の贈り物を納め、関南の賦税に代える(別納金縉之儀、用代賦与之物)」の一節が、「関南誓書」で歳幣の増額を定める部分(第一章で提示した「関南誓書」の原文・現代日本語訳では①に相当)からわざわざ引用されている。ここでの「納」の字は、交渉過程で「献」に通じるとも理解されて、北宋が最後まで抵抗したにも関わらず契丹が強硬に押し切ったことで知られる部分であり¹⁵⁾、まさに交渉の核心であった。つまり、盟約改定交渉およびその象徴である「関南誓書」に対する正確な認識と複雑な心理は、北宋末の時点でも継承されていた、あるいは再生されていたこととなる。

15) 『続資治通鑑長編』卷一三七慶曆二年(1042)乙丑条。

このように北宋末の時点で「関南誓書」に対して複雑な心理が存在したこと自体は、非常に興味深い現象である。そして、これが徽宗朝に特有のものであるかを考えるためには、今後更に南宋における盟約改定交渉に対する意識について、延いては南宋における契丹・北宋関係に対する認識についても考察の必要があると考えている。だが、少なくとも徽宗期には確実にそのような心理の発露が確認可能なだけに、筆者は契丹側が誓書を読み上げさせたという『三朝北盟会編』の記述が宋側の思い入れを反映した「物語」である可能性を排除しきれないようにも感じるのである。また、仮にそのような契丹側が宋人に対して誓書を読み上げて聞かせたという事実が存在したとしても、読み上げられた誓書をその場で一文字一文字聞き取って記録した結果が『三朝北盟会編』に反映されているとは考えがたい。つまり、誓書を読み上げたという事実が存在するか否かに関わらず、『三朝北盟会編』所収の関南誓書は、『封氏編年』の編纂時において他の史書から引用したものと想定するのが妥当である。なお、誓書を読み上げた事実があった場合でも、それを敢えて『封氏編年』が記し、更に『三朝北盟会編』が『封氏編年』の当該箇所を収録したという点において、宋人の意識の問題にもいずれにせよ関わってくるものであるとは考える。

さて、前段落での議論を踏まえた際に気づくのは、『三朝北盟会編』所収の「関南誓書」は、単独で見れば他書の「関南誓書」に比して短文となっているが、直前の「澶淵誓書」と併せて考えれば、他書の「関南誓書」と内容及び形式面において大差が無いということである。つまり『三朝北盟会編』所収の「関南誓書」は、他の諸書と系統を同じくする何らかの史料所収の「関南誓書」に基づきつつ、それを二分割した上で、節略を施すなど多少の手を加えたものである可能性が高い。その点では、『三朝北盟会編』所収の「関南誓書」に全くの別バージョンとしての価値は認めがたい。

ただし、以下のような価値は認められると思う。

- 先に示したように、『三朝北盟会編』に「関南誓書」が登場するという事実自体に宋人の「関南誓書」に対する複雑な心理の発露を看取しうる可能性があること。ここから、宋人の歴史意識のようなものを探る手がかりが得られるかもしれない。
- 「関南誓書」の前半が「澶淵誓書」の引用であり、その引用部分がどこまでであるかを具体的に分析したものとされているとの理解も可能であること。同時に末尾についても、第一章で披露した「苟或食言、必有前誓」までが北宋・仁宗の契丹・興宗宛ての誓書の内容であろうとの筆者の意見は、『三朝北盟会編』所収の誓書で対応部分の後に「専奉書諮問、不宣。」とあり、そこまでが北宋・仁宗の契丹・興宗宛ての誓書とされていることによって支持される。

- 『三朝北盟会編』諸本間での文字の異同という問題が存在するため今回は実行していないが、他書の「関南誓書」テキストの校勘への利用の可能性があること。

よって、『三朝北盟会編』所収テキストも決して無価値なものではなく、一定の顧慮が払われて然るべきものと位置付けたい。

おわりに

以上、本論では「関南誓書」に関連して以下の作業を行った。

- 現代日本語訳を施した上で、文書構成の分析を行うこと。
- その規定を澶淵の盟との比較を中心に検討すること。
- 従来注目されて来なかった『三朝北盟会編』所収テキストの位置づけを図ること。

これらのうち、「関南誓書」に関する基礎的な情報の提供、即ち1042年の改定盟約で新たに定められた規定とその澶淵の盟との関係を確認し、そのことにより契丹と北宋の長期安定関係を考えるための材料を示した第二点に本稿の最大の意義があると現段階では考えるが、同時にその他の点も今後展開する内容を包含していると考え。

まず第一点について言うならば、現在知られる「関南誓書」は契丹から北宋に対する誓書であり、北宋の誓書に対して契丹が回答するという形式のものであることを具体的に明らかにした。ただし、これは文書の形式がそのようなものであるということを指摘したのみであり、実際の交渉が文書構成に対応するような展開を見せたのかどうかは別個の問題である。今後は、その点を比較検討する必要がある。

次に第三点について言うならば、本論中でも述べたとおり、より長いスパンで宋人が1042年の交渉についてどのような意識を持っていたのかという論点は、一つ検討すべきテーマとなり得ると考える。

これらの問題については別の機会に論ずることとして、ここで筆を擱くこととしたい。

参考文献

和文

- 外山軍治「燕京における遼宋金三国の角逐」(『金朝史研究』同朋舎、1964)
 長瀬守「宋代における塘泊」(『宋元水利史研究』国書刊行会、1983)
 日野開三郎『日野開三郎東洋史学論集』10、三一書房、1984
 藤野月子「契丹における中原王朝との婚姻に基づいた外交政策に対する認識について」(『史淵』151、2014)
 古松崇志「契丹・宋間の澶淵体制における国境」(『史林』90-1、2007)
 洪性珉「税役から見た宋遼両属民」(『内陸アジア史研究』28、2013)
 毛利英介「一〇九九年における宋夏元符和議と遼宋事前交渉—遼宋並存期における国際秩序の研究—」(『東

方学報』82、2008)

毛利英介「澶淵の盟について—盟約から見る契丹と北宋の関係—」(『アジア遊学』160、2013) [毛利2013A]

毛利英介「遼宋間における「白箆子」の使用について」(平田茂樹・遠藤隆俊編『外交資料から十～十四世紀を探る(東アジア海域叢書7)』汲古書院、2013) [毛利2013B]

毛利英介「契丹・北宋間における皇帝間関係の起源と論理に関する一試論」(『新しい歴史学のために』286、2015)

中文

陳楽素1986「宋徽宗謀復燕雲之失敗」(『求是集』1、広東人民出版社、1986) [陳楽素1986A]

陳楽素1986「《三朝北盟会編》考」(『求是集』1、広東人民出版社、1986) [陳楽素1986B]

陳述『全遼文』中華書局、1982

陶晋生『宋遼関係史研究』中華書局、2008

[付記]

本研究は、日本学術振興会の科研費(15K16851)の助成をうけたものである。